790,000	752,800	730,200	696,500	640,200	583,900	527,700	482,600	460,100
437,600	415,100」を「ガーナ				800,000	780,000	739,200	717,400
684,800	630,300	575,800	521,400	477,800	456,000	434,200	412,500」に、「コンゴ民主共和国	
970,000	950,000	897,400	870,700	830,600	763,900	697,200		
630,400	577,000	550,300	523,600	497,000」を「コンゴ民主共和国				940,000
910,000	867,100	841,600	803,400	739,700	676,000	612,300	561,300	535,800
510,300	484,900」に、「シエラレオネ				780,000	750,000	712,800	690,200
656,500	600,200	543,900	487,700	442,600	420,100	397,600	375,100」を「シエラレオネ	
481,400	437,800	416,000	394,200	372,500」に、「スーダン				850,000
830,000	784,300	761,300	726,800	669,400	612,000	554,600	508,600	485,600
462,700	439,700」を「スーダン				750,000	730,000	695,600	677,000
649,100	602,500	555,900	509,400	472,100	453,500	434,900	416,300」に、「リベリア	
527,700	482,600	460,100	437,600	415,100」を「リベリア				800,000
780,000	739,200	717,400	684,800	630,300	575,800	521,400	477,800	456,000
434,200	412,500」に改める。							

附　則

この政令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十一号

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正）

第一条　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条の見出しを「（法第二条第三項の政令で定めるれん乳）」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第二条第二項の政令で定める乳製品）

第二条　法第二条第二項の政令で定める乳製品は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳であつて同条第三項の農林水産省令で定める規格に適合しないもの並びにクリーム、ナチュラルチーズ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、全脂無糖れん乳（缶に密封され、かつ、滅菌されたものに限る。）、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂乳（子牛の飼養の用に供されるものとして農林水産省令で定める方法により取引されるものに限る。）とする。

第四条を次のように改める。

（加工原料乳の数量の認定の単位となる期間）

第四条　法第七条第一項の政令で定める期間は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間（次条第一項において「四半期」という。）とする。

第六条中「第十一条」を「第二十四条」に改め、「及び安定下位価格」を削り、同条を第十五条とし、同条に見出しとして「（特別売渡しに係る売渡予定価格）」を付する。

第五条の前の見出しを削り、同条第一項中「独立行政法人農畜産業振興機構は、法第十条本文」を「機構は、法第二十三条本文」に、「指定乳製品」を「指定乳製品等」に改め、同条第二項中「安定上位価格を基準とし、」を「法第二十三条第一号に掲げる場合に該当して売り渡される指定乳製品にあつてはその」に、「参酌して」を「勘案して定めるものとし、その他の指定乳製品等にあつてはその品質、受渡場所、保管期間、保管費用及び買入価格、指定乳製品の需給事情及び時価並びに物価その他の経済事情を勘案して」に改め、同条を第十四条とし、同条に見出しとして「（一般競争入札等の方法による売渡しに係る売渡予定価格）」を付する。

第四条の次に次の九条を加える。

（加工原料乳の数量の認定）

第五条　農林水産大臣（法第五条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。第四項において同じ。）は、四半期ごと及び対象事業者（同条第三項の規定による通知を受けた対象事業者に限る。以下この条において同じ。）ごとに、当該四半期の各月につき第四項の規定により算出した加工原料乳の数量を合計した数量を、法第七条第一項の生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量として認定しなければならない。

2　都道府県知事は、毎月、当該都道府県の区域内の乳業工場（法第二条第四項第一号イに規定する乳業者が乳業を行う工場をいう。以下この条及び次条において同じ。）ごとに、次に掲げる数量を算出しなければならない。この場合において、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（法第二条第二項の農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。以下この条において同じ。）には、そのいずれの部分にも、その月に当該乳業工場に生乳を搬入した者（当該乳業工場に他の乳業工場から生乳が搬入された場合における当該他の乳業工場を含む。）の搬入に係る生乳が、その月に当該乳業工場に搬入された生乳の総量に対する当該者の搬入に係る生乳の数量の割合に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（当該乳業工場から他の乳業工場へ搬出されたものを除く。）のうち特定乳製品（法第五条第一項に規定する特定乳製品をいう。以下この項及び第十六条において同じ。）の製造のために当該乳業工場に搬入されたものであつて当該特定乳製品に係る加工原料乳と認められるもの（以下この項及び次条において「製造特定生乳」とい